

# 平成 28 年度事業計画書

公益財団法人 千葉市防災普及公社

## 第 1 事業計画の概要

大規模地震は近年発生することが懸念されるが、いつ起こるか分からない。災害発生時に自らの命を守り、被害を減少させるためには、一人一人が必要な知識を身に付け備えておくとともに、防災意識の向上を図ることが必要不可欠である。公社においてもその一翼を担う団体として、「安全で災害に強いまちづくり」の実現に向けた事業に取り組み、「防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、火災や地震等の災害の予防と災害時における被害の軽減を助成し、もって市民生活の安全と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする公益法人」として、市民ニーズを的確に捉え、市民生活の安全に結びつく公益目的事業活動を中心に実施する。

公益目的事業では、「防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業」として、防災意識の普及及び広報活動や行政機関の行う防災施策に対する協力、防火管理体制等の教育指導講習等を実施する。今年度から新たに事業所の従業員を対象に、発災時における対応要領を習得してもらう防災実務研修を実施する。

「応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業」としては、普通救命講習及び上級救命講習のほか、公社で独自に企画した応急手当の普及に関する講習等を実施する。

収益事業は「防災物品等の普及促進に関する事業」を実施し、家庭向けの防災物品や住宅用防災機器及び自主防災会向けの防災資機材等の普及促進に努めるほか、老朽化した消火器の回収を実施する。

## 第 2 事業計画の内容

### 1 防火防災の思想の普及啓発、知識技術の育成指導及び教育研修の実施に関する事業

#### (1) 防災意識の普及及び広報に関する事業

##### ① 防災意識の普及及び広報活動

地震や風水害、応急手当等の防災に関する DVD・ビデオを、市民に無料で貸し出しを行うとともに、啓蒙物品を適宜作成・配布し、防火防災の思想の普及啓発に努める。

また、各団体で実効性のある訓練が実施できるよう様々な体験用資機材を活用し、防火防災意識の高揚を図るとともに、公社が主体となった防災体験イベントを開催する。

##### ア 防災啓発 DVD 及びビデオの貸出

(ア) 貸出件数 100 件程度

(イ) 貸出本数 200 本程度

##### イ 啓蒙物品の作成・配布

ウ 体験用資機材の活用

(ア) 訓練用水消火器の活用

    a 回数 25回

(イ) 液状化現象実験装置の活用

    a 回数 15回

(ウ) 天ぷら油火災実験装置の活用

    a 回数 15回

(エ) 地震実験装置の活用

    a 回数 25回

エ 体験型イベントの実施

(ア) 回数 2回

② 防災普及車による防災意識の普及

大規模地震等の災害発生時における安全な対処方法を指導するため、防災普及車による地震体験及び煙体験等を行うことにより、災害に対する防災知識を普及する。

ア 地震体験

(ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校・保育所等

(イ) 回数 220回

イ 煙体験

(ア) 対象 自主防災会・自治会・事業所・学校等

(イ) 回数 150回

(2) 行政機関の行う防災施策に対する協力に関する事業

① 行政機関の行う防災施策に対する協力

行政機関が行うイベント会場等において、防火防災に関するコーナーを設けて市民からの相談を受けるほか、要請に応じて防災普及車による地震体験指導等の支援協力を行う。

また、異常気象及び地震時等に備え情報連絡体制を整備するとともに、関係機関からの要請に応じて臨機の対応が図れるよう非常食糧や資機材等の備蓄を行う。

市民が行った初期消火活動や救助活動及び救命に寄与した等の案件に対し、その功績を称え褒賞するため、消防の表彰に合わせて記念品を授与する。

ア イベント等への支援協力

(ア) 九都縣市合同防災訓練

(イ) 千葉市消防出初式

(ウ) その他

イ 異常気象及び地震時等における災害対策

(ア) 設備及び器具、資機材等の保持

(イ) 非常食糧及び資機材の整備

ウ 市民への表彰に伴う記念品の授与

(ア) 消防局長表彰

(イ) 消防署長表彰

(3) 防火管理体制等の教育指導講習等の事業

① 防火管理体制の教育指導講習

消防法に基づく自衛消防業務講習及び防火対象物点検資格者講習を実施する。

ア 自衛消防業務新規講習

(ア) 回数 14回

(イ) 定員 年504人

イ 自衛消防業務再講習

(ア) 回数 8回

(イ) 定員 年400人

ウ 防火対象物点検資格者講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年86人

エ 防火対象物点検資格者再講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年86人

② 防火管理講習等

消防法に基づく防火管理講習や防災管理講習、千葉市火災予防条例に基づく防火管理者等実務講習及び自衛消防技術講習を実施する。

ア 甲種防火管理新規講習

(ア) 回数 8回

(イ) 定員 年1,880人

イ 甲種防火管理再講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年470人

ウ 乙種防火管理講習

(ア) 回数 3回

(イ) 定員 年690人

エ 防災管理新規講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年470人

オ 防火防災管理新規講習

(ア) 回数 1回

(イ) 定員 年220人

カ 防火防災管理再講習

(ア) 回数 2回

(イ) 定員 年470人

キ 防火管理者等実務講習

- (ア) 回数 6回
- (イ) 定員 年415人

ク 自衛消防技術講習

- (ア) 回数 3回
- (イ) 定員 年108人

ケ 防火管理講習等用教材の頒布

- (ア) 防火管理講習テキスト
- (イ) 防火管理維持台帳
- (ウ) 防災管理講習テキスト
- (エ) 防火・防災管理再講習テキスト
- (オ) 自衛消防訓練マニュアル

③ 防災実務研修

災害時に事業所における被害を最小限にとどめることができるよう従業員が的確に消火や通報等についての実務を習得してもらう防災実務研修を実施する。

ア 防災実務研修

- (ア) 回数 4回
- (イ) 定員 年96人

## 2 応急手当の普及啓発及び知識技能の向上に関する事業

### (1)救命講習

普通救命講習は、自治会や事業所等の要望に応じて出向するとともに、市内の各消防署等に常設会場を設けて行うほか、応急手当 WEB 講習も定期的を実施する。

上級救命講習及び上級救命再講習は、消防局に常設会場を設けて実施する。

また、その他、消防局からの依頼に応じて必要な救命講習を実施する。

#### ア 普通救命講習（出向）

(ア) 対象 原則 20 人以上の団体（町内自治会・事業所等）

(イ) 回数 200 回

(ウ) 人数 年 5,000 人

#### イ 普通救命講習（常設）

(ア) 回数 202 回（うち WEB 講習 39 回）

(イ) 人数 年 2,020 人

#### ウ 上級救命講習

(ア) 回数 16 回（うち土日祝祭日 8 回）

(イ) 定員 年 480 人

#### エ 上級救命再講習

(ア) 回数 24 回（うち土日祝祭日 9 回）

(イ) 定員 年 720 人

#### オ その他の救命講習

### (2)応急手当の普及

外傷手当等の復習を中心とした内容の応急手当講習を実施するほか、小さな子どもがいる父親や母親を対象とした救命教室を実施する。

#### ア 応急手当講習

(ア) 回数 2 回

(イ) 定員 年 60 人

#### イ パパ・ママ救命教室

(ア) 回数 8 回

(イ) 定員 年 64 人

### (3)救命講習用教材の頒布

ア 上級救命講習受講者用

イ 応急手当講習受講者用

### 3 防災物品等の普及促進に関する事業

#### (1) 防災物品等の販売

住宅火災や自然災害による被害を軽減するため、家庭向けの住宅用消火器や防災物品等の販売とあわせ、自主防災会向けの防災資機材の販売を行う。

また、廃消火器リサイクルシステムの特定窓口として家庭にある古い消火器の回収を実施する。

- ア 住宅用防災機器
- イ 応急手当処置用品
- ウ 防災物品
- エ 防災資機材